## 報告第1号

# 専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成23年6月20日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 処分理由

地方税法の一部改正に伴い、急施を要したので専決処分したもの。

専決第2号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地 方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成23年4月28日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

- 第42条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例 損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22 年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、こ の条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により 控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の 市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつた ものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年に おいて生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される 第21条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各 年において生じたものである場合における前項の規定の適用については,同項中「平 成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告

書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

#### 参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

#### 2 改正の内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について受けた損失の金額については、個人市民税の所得割の納税義務者の選択により、平成22年に生じた損失の金額として、平成22年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除することができることとした。

(附則第42条関係)

### 3 施行期日

公布の日